平成２７年（フ）第１７２３号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番７－101号
白鳥パークハイツ大宝
債務者　大川正こと山田容坤こと　金　　容根
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０２号
静岡県焼津市東小川８丁目５番地の30　ソシア301号室、旧住所静岡県伊東市富戸1315番地の13　シャボテン５－178
債務者　境野　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井田　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１６号
北海道苫小牧市柏木町３丁目11番16号
債務者　新山恵理子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１１１号
青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平１番地73
債務者　大村　妙子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
青森県八戸市吹上３丁目10番24号　大村アパート２Ｆ15号
債務者　堰端セツ子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
青森県八戸市大字河原木字小田上１番地21　たかはし荘７号室、前住所青森県八戸市大字河原木字久保20番地18
債務者　石橋沙緒里（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
秋田県潟上市天王字上北野112番地５
債務者　近藤　　貴
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０３号
秋田市川尻上野町１番７棟13号
債務者　佐藤　早織
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１１号
秋田市東通１丁目17番23号
債務者　板垣　　忠
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１号
青森県上北郡七戸町字中野96番地　中野団地４－１号、前住所秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱57番地９
債務者　大森　昌英
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第８２８号
千葉市中央区都町１丁目28番２－104号
債務者　伊東　信生
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４６号
千葉県市川市末広１丁目10番８－207号（ヌーベルライフ末広）
債務者　田中　敦子（旧姓越野）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８７６号
千葉県市原市白金町１丁目73番地１　原ハイツ102
債務者　松本　智晴
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８８１号
千葉市中央区南生実町177番地３　ドミール生実101号室
債務者　山田　　真
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９０３号
千葉県浦安市富士見２丁目10番43号　富士見折本コーポ（203）
債務者　神戸　大輔
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９０９号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目189番地５　ミーテ・カーサ201号
債務者　中川　千夏
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係